宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和6年3月21日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

木木市上 10人木木市人 市上 10人, 10人, 10人, 10人, 10人, 10人, 10人, 10人,			
被処分者	商号	公星ハウジング株式会社	
	代 表 者	桒原 可奈子 (くわはら かなこ)	
	主たる事務所	東京都江東区亀戸六丁目55番8号	
	免許年月日	令和4年3月29日 (当初免許年月日 平成14年3月29日)	
	免許証番号	東京都知事(5)第80585号	
聴	聞年月日	令和6年2月27日	
処	分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間	
業	務停止期間	令和6年4月3日から同月9日まで	
適	用法条項	宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項の不説明) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
	被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以		
	下「法」という。)	「法」という。)違反があった。	
事	記		
実	被処分者は、令和4年7月7日付けで、自ら売主として、買主との間で、埼玉県鶴		
関	ヶ島市所在の宅地及び建物の売買契約(以下「本件契約」という。)を締結した。 この業務において、本件契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、法第		
係	35条第1項に定める重要事項について、説明をさせなかった。		
	このことは、法第	第35条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。	